

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

登別市立鷺別中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

登別市立鷺別中学校 いじめ防止基本方針 (概要)

全文は学校 HP を
御覧下さい。

- 1 生徒の事態把握など生徒理解の充実
 - ①道徳教育を充実させ、いじめをしない・させない・傍観しない学校風土を醸成する。
 - ②日常の人間関係等、可能な限り教職員が生徒を見守り、一人一人の理解に努める
 - ③悩みアンケート等、あらゆる機会を逃すことなく、早期発見・早期解決の手口とする。
- 2 情報の共有・教職員が一体となった指導体制の確立
 - ①少人数規模の教職員体制を生かし、放課後の時間帯等を活用し、情報の共有に努める。
 - ②アンケートや調査結果は迅速に教職員間で共有し、現状把握に努める。
 - ③生徒理解研修を位置付け、生徒の人間関係等について教職員間で情報を共有する。
 - ④卑劣で悪質なものについては、外部機関と相談し、早期解決に向けた方策を考える。

登別市立鷺別中学校 いじめ対策組織 の役割や活動

- 1 いじめ防止対策委員会
 - ①構成：校長・教頭・生徒指導部・養護教諭（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）
 - ②開催：月例会とし、重大事案発生時は緊急開催する。
- 2 地域いじめ防止対策委員会
※いじめ防止を多角的な視点から実行的に行うため設置
 - ①構成：校長・教頭・生徒指導主事・地域連携係・PTA正副会長・CS 正副代表・他
 - ②開催：学校運営協議会と併せて行い、重大事案発生時は緊急開催する。
- 3 生徒指導に係る情報交流（定例職員会議で実施）
- 4 重大事態が疑われる場合、速やかに市教委に相談し、第3者委員会の設置指示を仰ぐ。

本校の いじめ防止 プログラムの活動

- 1 主体
 - ①居場所づくり【教師が主体】
 - ②絆づくり【生徒が主体】
 - ③環境づくり【教師・生徒のいずれかが主体】
- 2 プログラム
 - ①道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム
 - ②子ども会議等の生徒会活動との関連を図ったプログラム
 - ③社会教育(家庭や地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム
 - ④(その他)道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の登別市立鷺別中学校のいじめ対策組織担当は、教頭 小林孝信です。

連絡先 0143-86-7950（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
胆振教育局教育相談電話（電話）	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

